

2022 年 8 月 9 日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿
東京都知事 小池 百合子 殿

東京保険医協会
会 長 須田 昭夫
研究部長 申 偉秀

新型コロナウイルス感染症の療養証明書等に係る緊急要望書

新型コロナウイルス感染症急拡大に係る対策へのご尽力に敬意を表します。

現在、感染症の第 7 波急拡大により全国の診療・検査医療機関では、PCR 検査・抗原検査の実施を求める患者の受診や問い合わせが爆発的に増加し医療機関は逼迫しております。

さらに、企業・事業所や教育機関等では、職員や学生に対して陰性証明書や陽性証明書の発行を求める事例が多発し、医療機関の業務に過度な負荷がかかっています。

検査の陰性反応は、受診時の状態や検査の精度により絶対的なものとは言えず、科学的に感染していないことの証拠になり得ません。

また、受診者の陽性結果は、療養が必要な新型コロナウイルス感染症の診断の根拠であって、単なる検査結果の証明を求めることは意味の無いことです。全国各地で感染者数が急増している現状では、医療機関への各種証明書発行の請求は医療機関業務の過剰な負担となるため控えるように厚労省も事務連絡しています。従って、以下について速やかに企業・事業所や教育機関等に再通知くださいますよう要望致します。

記

- 一、厚労省 HP の Q&A に掲示してあるとおり、企業・事業所や教育機関等に対して職員・学生に新型コロナウイルス感染の陰性証明を得るために医療機関を受診させることのないように再度周知してください。
- 一、同様に医療機関等で実施した新型コロナウイルス検査により陽性が検出されても、その証明を求めることの無いように周知してください。
- 一、医療機関等で検査・診断を受けた者は必要な療養を終了した場合に限り、医療機関または保健所等自治体から療養証明書を発行することを再度周知してください。

以 上

厚労省関連通知 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q10-7

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q7-8

<添付資料 ※厚労省ホームページより該当部分を抜粋>

事務連絡
令和2年3月19日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について (その7)

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料について、内容の更新を行いましたので、御連絡します。

今般の更新に当たっては、新たな問の追加、現状に合わせてのこれまでの回答の修正、質問内容ごとの分類・並び替えを行っています。本資料を御確認の上、関係各所へ周知を行っていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についての Q&A

(第7版)

(問20)「職場から、PCR検査を行って陰性証明を出すように求められているので、対応してほしい」との要望が住民からあった場合、どのように対応すればよいでしょうか。(新規)

(答) PCR検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に行われるものです。その趣旨を丁寧にお伝えいただくとともに、それ以外の者についてはPCR検査をしないことから各種証明は行うことができない旨を説明してください。

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方角け）



(略)

7 労災補償

問8 PCR検査で陽性でしたが、医療機関への受診はなく、保健所などの自治体の指示により、自宅（ホテル）において療養を行いました。当該療養期間について、医師からの証明がなくても休業補償給付の請求はできますか。

当該療養期間について、発症から一度も医療機関を受診していない場合やPCR検査を実施したのみで診察を受けていないとの理由により、医師からの証明が得られない場合には、保健所等から発行される「宿泊・自宅療養証明書」、「就業制限通知書」、「就業制限解除通知書」といった休業期間を証明することができる資料を休業補償給付請求書に添付した上、請求してください。

(略)

10 その他（職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど）

<検査結果の証明について>

問7 労働者を就業させる上で、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか確認することはできますか。

現在、PCR検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。そのため、医師や自治体にPCR検査が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。

また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。

PCR検査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いが異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただくよう、お願いします。

なお、PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得ます。

(参考)

・令和2年3月19日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その7）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についてのQ&A」2. 帰国者・接触者外来について（20）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621714.pdf>

・令和2年4月24日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その3）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部【主に一般の方等向け】問15

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625171.pdf>